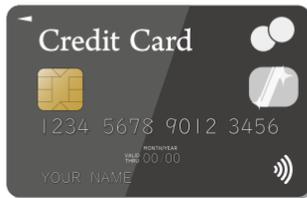


くらしの110番 インターネット上の子どもの無断課金に注意!

【事例1】小学生の子どもに家族との連絡用にスマホを渡していたが、私の知らない間にゲームをダウンロードし、登録していたクレジットカードの情報を利用して60万円分もアイテム購入に課金していた。クレジットカードの明細を見て初めて気付いた。

【事例2】就学前の子どもに父親のタブレットを貸して無料ゲームで遊ばせていたはずが、複数の有料アプリのインストールやサブスクリプションサービスの動画を見ていたようで、クレジットカードに5万円の請求が上がっていた。ネットでの買い物がワンクリックでできる設定にしていた。子どもは課金について何も理解していない。

インターネット上で子どもが保護者に無断で課金(決済)をして、高額な請求を受けるトラブルの相談が多く寄せられています。



パスワードを教えていないのに子どもが推測して割り出したり、保護者のクレジットカードや決済機能の管理が十分でなかったりするケースがみられます。

【消費者へのアドバイス】

- ①インターネットにつながる機器を使わせる際は、利用について子どもと初めによく話し合っルールを決めましょう。
- ②子どもによる端末や機器の利用に制限を設け管理しましょう。
- ③未成年者が保護者の同意なく課金(契約)をしてしまった場合は、未成年者契約の取り消しが可能な場合があります。
- ④困った時は、すぐに市や県の消費生活相談窓口にご相談しましょう。

問八潮市消費生活センター(受付は商工観光課) ☎0336、埼玉県消費生活支援センター川口 ☎048-261-0999

法律相談コラム 法律相談などで多い事例とそのアドバイス

相続放棄の際の注意点

質問 先日、離れて暮らす親が亡くなりました。親には借金があり、財産はほとんどないので、相続放棄をしようと思います。

ただ、親の暮らしていたアパートの大家さんから、部屋を片付けて退去してほしいと連絡がきました。部屋には親の遺品があるようですが、私が片付けて問題ないでしょうか。

回答 片付けるべきではありません。被相続人の財産を処分すると、相続を行う意思を示したものとみなされて、相続放棄ができなくなる可能性があります(民法921条1号)。部屋にある遺品も被相続人の財産ですので、片付けてしまうと相続放棄が認められなくなるリスクがあります。そのため、大家さん(あるいは管理会社)には、相続放棄を予定していること、遺品に手は付けられない旨を伝えましょう。亡くなったこと分かる資料(死亡診断書、住民票の除票など)を送付すれば、大家さんや管理会社の方で片付けの手続きを進めてくれる場合もあります。

また、令和5年3月31日以前は、相続財産に持ち家があって、放置すると周辺の住民に迷惑をかける場合(植栽の越境、ゴミ、悪臭など)は、片付けを行う必要がありました。相続放棄をした場合でも、相続財産の管理責任があったからです(改正前民法940条1項)。しかし、民法改正により、令和5年4月1日以降、相続放棄をした相続人が相続財産に対し責任を負うのは、その財産を「現に占有している」場合に限定されるようになりました。そのため、離れて暮らしていれば、持ち家を片付ける必要もありません。

その他、アパートの賃貸借契約の解約や、携帯電話の解約も、相続放棄が認められないリスクがあるので、行うべきではありません。判断が難しい場合には、弁護士への相談をお勧めします。

問埼玉弁護士会越谷支部 ☎962-1188 登坂望(弁護士)

9月各種無料相談

☎996-2111

市外局番(048)をつけておかけください。

★相談日が祝日の場合はお休みです(⑬を除く)。



※来庁(館・所)による相談は、中止や電話での相談になる場合がありますので、事前に各担当課へお問い合わせください。

①法律相談 問秘書広報課 ☎0373
法律上の諸問題についての相談(弁護士が対応)
☎996-2111
※2日前の水曜日午前9時から電話予約

②税理士相談 問秘書広報課 ☎0373
相続税など税金全般についての相談
☎996-2111
※8月21日(月)午前9時から電話予約

③不動産相談 問秘書広報課 ☎0373
土地・建物の売買、賃貸や空き家の利活用など、不動産取引全般についての相談(宅地建物取引士が対応)

④くらしの相談 問秘書広報課 ☎0373
日常生活の問題や国・県・市の行政サービスについての相談(行政相談委員が対応)

⑤司法書士相談 問秘書広報課 ☎0373
土地・建物の所有権移転登記、相続登記などについての相談
☎996-2111
※9月7日(木)午前9時から電話予約

⑥DV相談 問子ども家庭支援課 ☎0246
DV被害(配偶者からの暴力)について電話・面談による相談(女性相談員が対応)

⑦女性相談 問子ども家庭支援課 ☎0246
夫婦関係などさまざまな悩みごとについて、心理士やカウンセラーが心の整理をお手伝いします(女性限定)

⑧人権相談 問人権・男女共同参画課 ☎0811
不当な差別や偏見、プライバシーの侵害など人権に係るさまざまな悩みについての相談(人権擁護委員が対応)

⑨心配ごと相談 問社会福祉協議会 ☎995-3636
日常生活における心配ごとや悩みごとについての相談(心配ごと相談員が対応)

⑩生活困窮者自立相談 問社会福祉課 ☎0493
経済的な問題などの心配ごとについての相談(生活困窮者自立相談支援員が対応)

⑪こころの健康相談 問保健センター ☎995-3381
不眠・不安などによるこころの病気やひきこもり、高齢者の認知症などについての相談(専門医が対応)

⑫消費生活相談 問商工観光課 ☎0336
悪質商法などに関する問題や借金問題など消費生活全般についての相談(消費生活相談員が対応)

⑬内職相談 問商工観光課 ☎0274
内職の求人、求職のあつせん、および相談(内職相談員が対応)

⑭若年者就職相談 問ゆまにて ☎996-0123
若年者(おおむね40歳未満、学生など)の就職、転職、職業能力などについての相談(キャリアカウンセラーが対応)

⑮教育相談 問教育相談所 ☎995-0077
児童・生徒の言動やいじめ・不登校などの教育に関する相談(専任教育相談員・臨床心理士が対応)

⑯家庭児童相談 問子ども家庭支援課 ☎0472
子どもの家庭での養育上の心配や悩みごとについての相談(家庭児童相談員が対応)

⑰子育てコーディネーター 問子育て支援センター ☎951-0229
就学前のお子さんの子育て関連情報の提供や子育ての不安・悩みごとを窓口または電話で相談

⑱休日・夜間納税相談 問納税課 ☎0330
市税・国民健康保険税の納付についての相談

〈広告欄〉

高齢者の身元保証

こんなお悩みありませんか? 丁寧に説明します!

身元保証

葬儀代行

任意後見

一般社団法人あんしんの輪

☎ 048-999-6414